令和6年度 第1回 五所川原警察署協議会議事録

1 開催日時

令和6年6月27日(木)午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所

五所川原警察署 3階 講堂

- 3 出席者
 - 協議会委員 8人

寺田明代会長、木村重孔副会長、荒谷まり子委員、伊藤一弘委員、古川久美子委員、 鈴木潤委員、秋元正和委員、五十嵐弘委員

○ 警察署 11人

署長、副署長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、金木交番所長、 刑事課長、交通課長、警備課長、事務局1人(警務課員)

4 開催内容

- (1) 開会のことば
- (2) 会長挨拶
- (3) 署長挨拶
- (4) 協議会委員及び警察署幹部の紹介
- (5) 議事
 - ア 管内情勢
 - イ 活動状況
 - ウ 意見・要望
 - (ア) 警察安全相談で多い内容はどういうものか?
 - [回答] 家族内トラブルや近隣トラブル等で収まりが付かなくなった場合等に「警察に来てもらいたい」とか、不審者やゴミなどの不審物件が置かれているので「パトロールしてもらいたい」等といったものが多いです。
 - (4) 夜間に信号待ちをしている際、ライトは消した方が良いのか?
 - [回答] 法律上、夜間に車を運転する際はライトを点けて運転する決まりです。

一時的にライトを消してもよいですが、ライトを点け忘れて運転すると「無灯 火」という交通違反になるので、ライトは点けたままの方が良いです。

青森県では日没の1時間半くらい前から積極的に早めにライトを点けるようアピールしています。

- (ウ) 自転車に乗る場合は歩道ではなく車道でなきゃだめですか?
- 〔回答〕 法律上は自転車は車道の左側通行が原則となっています。

歩道の始まりや終わりに「歩道通行可」の標識が設置されている歩道であれば 自転車通行が可能となりますが、歩行者が優先となりますので、歩行者にぶつか らないような運転をして頂く必要があります。

- (エ) 2026年施行予定の生活道路が法定速度30キロになるという道路交通法施行令の改正 案について、当地における対応はどうなるのか?
- [回答] 一般道の法定速度は60キロですが、法定速度を30キロにするために所要の改正 をすることを検討しております。

現在、法定速度30キロに代わるものとして「ゾーン30」というものがあり、当署では、昔はスクールゾーンであった区域をゾーン30に指定して、入口と出口に「この区域は30キロ規制です」という看板が設置されています。

今後、当署としては、一定の要件に該当する道路を抽出し、その道路における 交通規制の現状、走行する車両の実勢速度や周辺の交通環境を調査し、その場所 に適した交通規制になるよう、順次見直しを進める予定です。

(オ) 五所川原市鎌谷町周辺の一方通行を無視する車をよく見かけます。

一方通行の入り口や終わりでパトロールをして頂き、注意喚起して頂きたい。

[回答:要望として継続対応]

パトロールだけではなく、駐留警戒を実施し、逆進しそうになった車両には指導注意し、悪質な運転に対しては積極的に検挙します。

(カ) 町中に出てきた熊に対して、警察は緊急であれば発砲できるのか?

[回答] 跳弾の危険性があるため、町中での発砲は難しいことに加え、警察官が装備する拳銃では熊は仕留められないのではないかという懸念があります。

去年、秋田県では、町中に熊が出た際は盾やヘルメットを装備し、怪我をしないようにした上で、赤灯やサイレンを鳴らして熊を追い払う対応をしていました。

(キ) 捕獲した熊を逃がす、または山に戻すということはありえるのか?

[回答] 本件については警察の管轄ではありません。

(6) 閉会のことば

【 開催状況 】







